改正後

別表（第一条関係）

所在地	官署
［略］	［略］
新潟県	
［略］上越市稲田一の一の七	［略］北陸農政局関川用水農業水利事業所
［略］	［略］
［略］	［略］

改正前

別表（第一条関係）

所在地	官署
［同上］	［同上］
新潟県	
［同上］上越市稲田一の一の七	［同上］北陸農政局柏崎周辺農業水利事業所関川用水農業水利事業建設所
［同上］	［同上］
［同上］	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この内閣官房令は、公布の日から施行し、改正後の寒冷地手当支給規則の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。